

第 1 号様式（第 5 条関係）

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 西京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。		
交 付 申 請 額		円
事業内容等	目 的	
	実施台数	青色防犯パトロール車 台
	実施期間	年 月 ～ 年 月
新規団体・既存の別		新規 ・ 既存
連 絡 担 当 者		☐ 代表者 ☐ その他（氏名： 電話： ）

＊提出いただいた情報は、「西京区版運動プログラム」の進捗管理等のため、西京区推進協議会に提供する場合がありますので御了承ください（個人に関する情報は提供しません）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

西京区長

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 西京区青色防犯パトロール活動支援事業
- 2 交付予定額 金 _____ 円
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 事業の変更（西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。
 - (2) 事業が完了した後、1箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
 - (3) この補助金の交付の決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
 - ウ 西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、中止又は廃止の承認を受けたとき。
 - エ この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 事業が完了した後、申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により区長に報告しなければならない。

第3号様式（第6条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

西京区長

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西京区青色防犯パトロール活動
支援事業補助金については、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので
通知します。

記

1 不交付の理由

第 4 号様式（第 7 条関係）

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金変更承認申請書

(あて先) 西京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の内容の変更について、西京区長の承認を申請します。

変更の内容	
変更の理由	

第 5 号様式（第 7 条関係）

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金中止・廃止承認申請書

（あて先）西京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の （ ☐ 中止、 ☐ 廃止）について、西京区長の承認を申請します。	
理 由	

第 6 号様式（第 8 条関係）

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金実績報告書

(あて先) 西京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により活動の実績を報告します。	
事業内容	青色防犯パトロールの運行に係る経費
交付決定日	年 月 日
決定番号	京都市指令 第 号
事業終了日	年 月 日
交付決定額	円
実績報告額	円

第7号様式(第8条関係)

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金活動報告書

团 体 名 称 _____

車両登録番号 _____

[illegible]

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付額決定通知書

	年 月 日
（交付決定者の名称及び代表者名）	西京区長

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定した西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

補助金交付額	円
--------	---

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

西京区長 殿

申請者
所在地
団体名
代表者の職氏名

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金
に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け京都市指令 第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

注1 3の金額の積算の内訳等参考となる資料を添付してください。

注2 消費税法第9条の適用を受ける補助団体については、消費税の納税義務者でない旨の届出書を提出してください。